

健康保険で受けられる給付

給付には、法定給付と付加給付があります。

- (1) 法定給付 給付額が法律で決められている。
- (2) 付加給付 健康保険組合が各々の実状に応じてプラスアルファするもの。

1. 給付一覧表

内 容	項 目	給 付	付加給付	申 請
病気やケガをしたとき	療養の給付	外来・入院とも医療費の7割	なし	該当せず
自動車事故にあった場合	第三者行為の負傷届	一旦、健康保険組合が立替し、後日加害者に請求	なし	必要
医療費を立替払いしたとき	療養費	立替額を後で健康保険組合に請求し清算	なし	必要
医療費が高額になったとき	高額療養費	1ヶ月の医療費自己負担額が一定額を超えたとき還付	あり	自動払
	限度額適用認定証	入院、通院前に健保に手続きし精算時に認定証の提示により、高額分の現物支給	なし	必要
	高額医療費資金貸付	個人負担額が高額になるとき80%まで貸付	なし	必要
病気やケガで働けないとき	傷病手当金	休業1日につき平均給与の2/3を1年6ヶ月	あり	必要
出産したとき	出産育児一時金(直接支払制度)	1児につき420,000円(産科医療補償制度加入の場合)	なし	一部必要
	出産費資金貸付金	1児につき336,000円を貸付	なし	必要
	出産手当金	休業1日につき平均給与の2/3を出産前42日、出産後56日分	なし	必要
死亡したとき	埋葬料	一律50,000円	埋葬料付加金 (本人50,000円 家族10,000円)	必要